

桜井市介護予防・日常生活支援総合事業 生活援助ヘルプサービスの事業所において実施する訪問介護従事者に係る研修項目について

桜井市福祉保険部
高齢福祉課

桜井市介護予防・日常生活支援総合事業の生活援助ヘルプサービスにおいて、従来訪問介護員に求められていた各種資格および研修の修了要件を緩和し、桜井市の提示する研修項目を各指定事業者において、当該従事者に対して実施することをもってサービスを提供可能とした。

当該実施すべき研修項目について下記のとおり定める。

記

1 研修すべき内容

1) 介護従事者としての心得や倫理について

高齢者宅を訪問する介護従事者として、利用者の信頼を損なうことがないように、身だしなみや清潔・衛生の確保、利用者との接し方などの基本的な心得及び人権の尊重や守秘義務など介護従事者としての職業倫理について、研修を実施すること。

2) 本サービスで行うことができない行為について

介護予防・日常生活支援総合事業は市町村事業ではあるものの、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的サービスであり、単なる家事サービスではない。このため、訪問サービスとして実施する生活援助の内容は、介護保険給付の対象となる訪問介護と同様（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第 10 号）」参照）であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への接待等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできない。（「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱について（老振第 76 号）」参照）

従事者に対し、これらの行うことができる行為、行うことができない行為についての区別を明確に指導すること。

3) 高齢者のこころとからだに関する理解について

従事者が高齢者とのコミュニケーションを円滑に図るとともに高齢者の心身の変化を見逃すことがないように、老化により生じる高齢者のこころやからだの変化について研修を行うこと。

4) 介護保険制度の概要

介護保険の被保険者や保険料、認定制度、サービスの利用手順（給付）、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなど、介護従事者として業務にあたるうえで知っておくべき介護保険制度の概要について研修を行うこと。

5) 認知症に対する理解について

利用者の認知症初期症状等を見逃すことがないように、「認知症初期症状」や「もの忘れと認知症との違い」等を理解し、認知症が疑われる場合には、必要に応じて担当支援専門員へ報告し、早期に適切な支援へと繋ぐことができるよう研修を行うこと。

6) 事業所の支援体制について

有資格者等でない従事者が利用者宅を訪問する場合、緊急時等の対応について自身では判断がつかないケースが生じる可能性がある。こうした場合に備え、緊急事態等が発生した際、どのように事業所職員と連絡を取り対応の指示を仰ぐか等、事業所の支援体制について研修を行うこと。事業者は有資格者であるか否かにかかわらず、緊急事態に備え、組織的な支援体制を整備されたい。

2 研修カリキュラムについて

研修を実施するうえで想定される研修内容を介護職員初任者研修のカリキュラムで以下のとおり示す。介護職員初任者研修テキストは、複数の出版社から発行されているため、必要に応じて研修に活用すること。

研修すべき内容	介護職員初任者研修カリキュラム		その他参考
	項目	科目	
1 介護従事者としての心得や倫理について	3 介護の基本	(2) 介護職の職業倫理 (3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント (4) 介護職の安全	
	5 介護におけるコミュニケーション技術	(1) 介護におけるコミュニケーション	
	9 こころとからだのしくみと生活支援技術	ア 基本知識の学習 (2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
2 本サービスで行うことができない行為について	9 こころとからだのしくみと生活支援技術	イ 生活支援技術の講義・演習 (4) 生活と家事	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（老振第76号）」
3 高齢者のこころとからだに関する理解について	6 老化の理解	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (2) 高齢者と健康	
4 介護保険制度の概要	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1) 介護保険制度	
5 認知症に対する理解	7 認知症の理解	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
6 事業所の支援体制について	事業所で独自に検討してください	事業所で独自に検討してください	

なお、介護職員初任者研修のカリキュラムから必要性が高い項目について別表に示す。
状況に応じてこれらの項目についても研修の実施を検討されたい。

以上の内容について8時間から10時間を目安として研修を実施すること。

受講者は研修のレポートを作成し、研修の実施者・日時・内容・利用したテキスト等の記録とともに、各事業所で保管しておいてください。（様式は問いません。）

介護職員初任者研修カリキュラム

該当	項目	科目	
△	1 職務の理解	(1)多様なサービスの理解	
△		(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	
△	2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1)人権と尊厳を支える介護	
△		(2)自立に向けた介護	
△	3 介護の基本	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携	
○		(2)介護職の職業倫理	
○		(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント	
○		(4)介護職の安全	
○	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1)介護保険制度	
		(2)医療との連携とリハビリテーション	
		(3)障害者総合支援制度及びその他制度	
○	5 介護におけるコミュニケーション技術	(1)介護におけるコミュニケーション	
△		(2)介護におけるチームのコミュニケーション	
○	6 老化の理解	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常	
○		(2)高齢者と健康	
	7 認知症の理解	(1)認知症を取り巻く状況	
○		(2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
		(3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	
		(4)家族への支援	
	8 障害の理解	(1)障害の基礎的理解	
		(2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識	
		(3)家族の心理、かかり支援の理解	
○	9 こころとからだのしくみと生活支援技術	ア 基本知識の学習	(1)介護の基本的な考え方
			(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解
			(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解
○		イ 生活支援技術の講義・演習	(4)生活と家事
△			(5)快適な居住環境整備と介護
			(6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(9)入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(10)排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(12)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護
			ウ 生活支援技術演習
		(14)総合生活支援技術演習	
	10 振り返り	(1)振り返り	
		(2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	

○＝必須研修項目

△＝必要性が高い項目